

「障がい福祉事業」ってどんな事業？



A. 障がいのある方や特定の難病のある方が、地域で生活できるように支援する事業のことよ。

「福祉」というのは、主体的にその人らしく生きるための権利の基礎であり、その努力のことを言うのね。

その福祉を実現していくための社会的なかかわりを「社会福祉」と呼んでます。

その上で障がい福祉事業は、障がいのある方や特定の難病のある方が個人として尊重され、共生する社会を実現することを目的としているのよ。

障がいのあるないに関わらず、地域で楽しく生活できるっていうことは素敵なことよね。

そのお手伝いをしているわけです。

障がいのある方と事業者は対等な関係にある、というのが基本の姿勢なのです。

障がいのある方(保護者さんなんかも含めて)が、サービスを選択して、障がい者福祉事業所と契約することによって利用する、という仕組みになっているわ。

根拠になっている法律は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」(障害者総合支援法)と「児童福祉法」になるの。

放課後等デイサービスは「児童福祉法」に規定されています。

例外はあるんだけど、18歳未満の障がいのある子どものサービスを規定してるのは「児童福祉法」だって覚えておけば間違いはないと思うわ。

障がい福祉事業を行うためには、法律に基づく許可が必要なの。

この許可を「指定」といって、指定を取ることで、行政から給付(介護給付費など)を受けることができるようになるのね。

障がいのある方や特定の難病のある方、と言ったけど、具体的には4つのグループに分けることができるのよ。

- ①身体障がい児・者
- ②知的障がい児・者
- ③精神障がい児・者(発達障がい、高次脳機能障がいを含む)
- ④難病患者(国の指定する358疾病が対象)

この4グループに当てはまる人が対象になります。
利用する障がい児・者のことを「利用者」と呼ぶのが一般的になっているわね。
これは数種類あるサービスの中から自分で選んで契約し利用する人、なので「利用者」と呼ばれるのね。

障がい福祉サービスは「[障害者総合支援法](#)」が根拠になっていて、例外はあるけれども主に65歳未満の方が対象になるの。
利用者は、きめられた「上限月額」までの範囲で[自己負担](#)があり、事業者が受け取る収入の原資は[公費](#)と利用者の自己負担額、となっています。

[《MENU》](#)

[《放課後等デイサービスにはどんな活動があるの？ 管理者さんってなにをする人なの？》](#)

2021-02-15 掲載